

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

ご挨拶

平素は格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

去る6月22日に当税理士法人 前代表社員税理士 上田光臣が永眠いたしました。

本来ならば早速お知らせ申し上げるべき処でございましたが、

ご通知が遅れましたこと深くお詫び申し上げます。

尚、葬儀は故人の遺志により、6月25日に親族葬にて相済ませました。

ここに謹んでお知らせ申し上げますとともに、生前中賜りましたご厚誼に心よりお礼申し上げます。

今後とも故人の遺志を継ぎ、税理士法人発展に専心努力いたす所存でございます。

何卒、格別のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和5年6月

税理士法人ユーマス会計 代表社員

株式会社ユーマス経営 取締役

上田 光隆

5年？ 7年？ 10年？ 帳簿・領収書等の保存期間

所得税の書類保存は5年か7年

所得税の確定申告期間も終わり、ほっと一息ついている方も多いかもかもしれません。申告に使用した帳簿や領収書等の書類ですが、申告し終えたからといって破棄するわけにはいきません。青色申告の場合、仕訳帳や出納帳などの帳簿、損益計算書などの決算関係書類、領収書などの現金預金取引関係書類は、いずれも7年の保存が義務付けられています。ただし現金預金取引関係書類は、前々年分所得が300万円以下の方については、5年でよいとされています。

白色申告の方の場合は、原則5年間が保存期間となりますが、収入金額や必要経費を記載した帳簿のみ7年間が保存期間です。

保存していないとどうなる

「何かあったときのために帳簿は保存しておきましょう」とよく言いますが、「何か」とは税務署の調査や申告内容の確認照会です。調査等で帳簿や書類の保存が無かった場合、青色申告の承認が取り消されてしまいます。また、申告に用いた証拠書類が無いということは、証拠書類が無い部分の計算については当然否認されてしまいますから、追徴課税されてしまうこともあります。

また、国税庁は2022年10月7日の所得税基本通達において、「収入金額が300万円未満で帳簿等無し」もしくは「300万円以

上でも事業所得として認められる事実が無く、帳簿等無し」の場合は雑所得に該当するとしています。

本来事業所得として申告していたものが雑所得になるということは、給与所得などとの損益通算ができず、青色申告特別控除は利用できず、少額減価償却資産の特例も適用できず、専従者給与も使えず、3年間の繰越控除もできないということになります。

法人は10年の場合もある

法人の帳簿書類も原則7年間の保存が義務ですが、青色繰越欠損金が生じた事業年度の場合は、10年間が保存義務となります。これは欠損金が最大で10年控除できるためです。

なお、2018年4月1日以前に開始した事業年度に欠損金が生じた場合は最大9年控除のため、書類の保存期間も9年となっていました。



2023年12月には電子取引の電子保存義務化の宥恕期間が終わるので、こちらにも注意が必要です。

電子帳簿保存法の 電子取引データ保存の猶予改正

改正された電子取引データ保存

令和5年12月31日まで「宥恕（ゆうじょ）措置」が取られていた電子取引データ保存に関するルールが、令和5年の税制改正で変更されています。

令和4年の税制改正で設定された、やむを得ない事情がある場合、税務調査等で出力書面の提示または提出に応じられれば、令和5年末までの2年間は電子取引データの紙保存も許されていたのですが、令和5年改正において宥恕措置は年末で廃止と明言されました。

宥恕措置は終わるが猶予措置ができる

宥恕措置は終わりますが、「猶予措置」が新たに設定されました。

- ①保存時に満たすべき要件に従って電子取引データを保存することができなかったことについて、税務署長が相当の理由があると認める場合（事前申請等は不要）
- ②税務調査等の際に、電子取引データのダウンロードの求め及び電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めに応じることができるようにしている場合

上記の条件を満たしている場合は、改ざん防止や検索機能などの保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子データを単に保存しておくことができます。

宥恕措置との違いが分かりにくいようですが、宥恕措置では調査等での「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでした。新たな猶予措置では紙保存した電子取引データも「ダウンロードの求め」に応じる必要がある、というのが異なる点です。

公官庁内のDX・ITC化が急速に進む中、市井との温度差を感じ取ったのか、なし崩し的な改正に感じられます。法的には緩くなった半面、ペーパーレス化や事務合理化を推進し、宥恕期間終了時からのルールを策定しようとしていた企業は、改正によって振り出しに戻るケースもありそうです。

宥恕措置中の出力書面の取扱い

宥恕措置中の電子取引データをプリントアウトした書面は、保存期間が満了するまではそのまま保存しておき、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば問題はないとされています。



令和6年1月1日以後にやり取りする電子取引データについて適用されます。



普通解雇の手続き・要件とは？ その他の解雇との違いを含め解説

【質問】

当社従業員の中に、全くやる気がなく、どの部署に配属してもお荷物扱いとなってしまう者がいます。

当社としても色々と手を尽くしているのですが、従業員本人が非常に反抗的であり、他人のアドバイス等を受入れようとせず、対処に困っています。

いっそのこと解雇処分にしようと考えているのですが、問題はあるでしょうか。

【回答】

従業員が会社の期待通りに働いてくれないことを理由として普通解雇すること、これ自体は理屈の上では考えられるところです。

しかし、解雇手続きは厳格であり、また解雇の有効性についても、会社が想定している以上に認められにくいというのが実際の裁判実務となります。

なお、会社によっては、普通解雇と懲戒解雇を意識せずに解雇手続きを進めてしまったため、かえって自分の首を絞めるといったミスを犯すこともあるようです。

そこで、普通解雇と他の解雇との相違点を簡単に触れつつ、普通解雇を行う場合の手続き上の注意点、及び普通解雇の有効性を検討する上での視点について、何回かに分けて解説を行います。

【解説】

1. 普通解雇と他の解雇との相違

(1) 普通解雇とは

普通解雇とは、労働・雇用契約が不履行であることを理由として、使用者（雇い主）が労働・雇用契約を解除することをいいます。俗にいう、会社が労働者を一方的にクビにすることです。

労働・雇用契約の不履行とは、心身の傷病や能力不足・成績不良による労務の提供が不能又は不十分である場合のほか、労働者の勤怠不良、業務命令（配転・出向等を含む）違反、職場での非違行為といった契約上の義務違反が典型例となります。

なお、職場外での非違行為といった労務提供の不十分さ及び契約上の義務違反と直ちに結びつくわけではないものの、結果的に使用者（雇い主）の信用を傷つける、あるいは職場内の人間関係を損なうといった場合も、労働・雇用契約の不履行として取り扱われることがあります。

(2) 整理解雇との相違

普通解雇は、一般的には労働者による労働・雇用契約の不履行を想定しています。

しかし、整理解雇は、使用者（雇い主）が労働・雇用契約に基づき将来的に賃金を支払うことができないことを理由としたものとなります。すなわち、労働者による労働・雇用契約の不履行を問題視するのではなく、使用者（雇い主）の経営上の都合による労働・雇用契約の解除となることから、懲戒解雇ではないという点では普通解雇に分類されるものの、一般的な普通解雇とは大きく異なるものとなります。

特に整理解雇の場合、(1)人員整理の必要性、(2)解雇回避努力、(3)人選の合理性、(4)手続きの妥当性という4要素を考慮して、その有効性を判断するという方法が裁判例として確立しています。就業規則上は、普通解雇事由の1つとして整理解雇に関する規定が置かれていることが通常ですが、現場実務では、普通解雇と整理解雇は全く異質のものとして検討したほうが良いと考えられます。（※次回は懲戒解雇との相違点などを解説します）

■自己紹介

中小企業診断士の藤尾と申します。

本年4月より、補助金申請業務についてユーマス会計様と提携させていただき、ご支援をさせていただく運びとなりました。

公的資金である補助金に関しては、まだまだ正しい情報が行き届いていないのが現状です。補助金を活用することで、資金的な負担を減らし既存事業の強化や新たな事業にチャレンジすることができます。

今後、事務所通信等を通じて補助金関連の情報発信をさせていただきますので、些細な事でも結構ですとお気軽にご相談いただけますと幸いです。

【略歴】

平成25年に中小企業診断士取得

某中堅コンサルティング会社にて営業・マーケティング支援に従事

令和4年大阪市西区にて開業

現在は補助金申請支援に特化し、事業再構築補助金をはじめ多数の補助金申請を支援
支援実績述べ30社ほど

■事業再構築補助金について

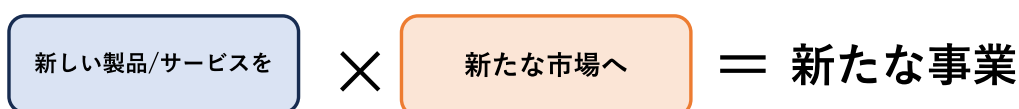
今回は2021年から始まった事業再構築補助金について、改めてその全体像を理解いただき、活用できるタイミングを逃さないようにしていただければと思っております。

(概要)

事業再構築補助金とは、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待し難い中、ウィズコロナ・ポストコロナ事態の経営社会に対応するために、思い切った事業再構築（新たな事業）への中小企業等の挑戦を支援し、日本経済の構造転換を促すことを目的とした補助金になります。

つまり、「新たな事業にチャレンジする中小企業の取り組み」に対して、補助金を活用することができるという趣旨のものとなっています。

(新たな事業とは)



事業再構築補助金を活用する際に特に重要となるポイントは、新たに取り組む事業が「新しい製品もしくはサービス」であり、かつそれを「新たな市場」へ展開するという要素が必要になる点です。

新しい製品/サービスとは、過去に製造もしくは提供したことがないということを満たす必要があります。次に、新たな市場とは、現在とは違う分野の市場であること、顧客層が異なるなどといった要件を満たす必要があります。

(補助対象者)

補助対象者
中小企業、小規模事業者、個人事業主 ※一部補助対象外の法人格等もございますので、詳細はお問い合わせください。

(補助対象経費)

補助対象経費
建物費（建物の建築、改修等）、機械装置、システム構築費など

(補助額)

100万～7,000万（補助率 1/2 もしくは 2/3）

※従業員規模、申請枠等によって変動いたします。

※上記は成長枠の場合

今回は、事業再構築補助金の大幅となる全体像をご説明させていただきました。実際には、さらに細かな確認事項等もございますが、まずはご活用の可能性があるかどうかのご参考となれば幸いです。